

平成 30 年 10 月 1 日特集号

～最近の相談事例から学ぶ対処方法～

困ったときは消費生活センターへ

▼チラシを見て業者に排水管清掃を依頼した。清掃が終わった後、業者が点検に訪れ、「排水管設備が壊れている。このままだと大変なことになる。」と言われたため慌てて修理工事を契約した。しかし、冷静に考えるとあまりに高額な工事なので解約したい。

➡安価な排水管清掃をきっかけに次々と工事を勧められる事例が寄せられています。何らかの工事が必要な場合は複数の業者から見積もりを取り、比較検討しましょう。契約してしまった場合でも状況によりクーリング・オフできる場合があります。なるべく早くご相談ください。

▼「火災保険で雨どいが直せます。無料で調査します。」と電話がかかってきた。翌日業者が訪れ、保険申請手続き一式を依頼した。後日、保険会社と話をすると契約者である自分が申請すれば良く、申請費用もかからないことなどがわかった。不審なのでキャンセルしたい。

➡一般的に保険の申請は契約者が行い、契約者は工事業者を自由に選ぶことができます。事例では、業者に依頼することで代行料が発生することが多く、工事業者も指定されることとなります。キャンセルする場合は違約金が請求されるケースもあるので注意が必要です。

▼ハガキやメールなどによる架空請求

①国の機関のような〇〇センターと名乗るところから、「総合消費料金が未納」という身に覚えのないハガキを受け取った。「訴訟」「差し押さえ」などの文言が書かれている。

②スマートフォンに大手通信販売サイトから「コンテンツ未納料金が発生している」との身に覚えのないショートメッセージ（SMS）を受信した。連絡しないと法的措置をとるようだ。

➡不安をあおって連絡させようとし、連絡すると金銭を要求されたり、個人情報を知られたりします。業者に連絡をとらずに放置しましょう。